

1 議事日程

〔令和2年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

令和2年3月4日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第13号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第14号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

日程第3 議案第16号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について

日程第4 議案第17号 令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	木 村 彰 人 議員
委員	陶 山 良 尚 議員	委員	藤 井 雅 之 議員
〃	笠 利 毅 議員	〃	船 越 隆 之 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市民生活部長	濱 本 泰 裕	健康福祉部長	友 田 浩
市民課長	池 田 俊 広	税務課長	森 木 清 二
納税課長	花 田 善 祐	環境課長	中 島 康 秀
人権政策課長兼 人権センター所長	行 武 佐 江	国保年金課長	高 原 寿 子
福祉課長	田 中 縁	生活支援課長	菊 武 良 一
高齢者支援課長	川 崎 純 一	保育児童課長	大 塚 源 之 進
ごじょう保育所長	東 珠 実	元気づくり課長	安 西 美 香
子育て支援 センター所長	白 田 美 香		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	阿 部 宏 亮	議事課長	吉 開 恭 一
書記	高 原 真理子		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第13号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第13号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（池田俊広） おはようございます。

議案第13号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の34ページから35ページ、それに新旧対照表の20ページから21ページをごらんください。

令和元年6月14日、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、関係の法令が順次施行、順次といいますのは地方公共団体の条例等またはその他関係機関の規則等の整備が必要なものは原則として公布の日から6カ月、されました。

この法律は、成年被後見人の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されることがないようにするため、成年被後見人を資格、職種、業務から一律に排除する規定、いわゆる欠格条項を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度に必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へと適正化するとともに、所要の手続規定を整備するものです。

これに伴い、同年12月14日、旧自治省通知、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、この要領に基づいて本市印鑑条例の一部を次のように改正するものです。

本市印鑑条例（登録資格）第2条第2項第2号の「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改めます。

また、第5条第2項の「記録されている」を「記載（（ここで言う法は住民基本台帳法のことです。）法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。））がされている」に、第6条第1項第3号の前条と重複する中括弧書き部分の文言を削除し、同項第7号の「記録されている」を「記載がされている」に改めるものです。

また、附則の経過措置第2項の条例番号は、本市印鑑条例の冒頭部分と重複しますので削除しております。

なお施行日は、改正条例の公布の日としております。

説明は以上です。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第13号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第14号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第2、議案第14号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

納税課長。

○納税課長（花田善祐） おはようございます。

「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

改正条文につきましては、議案書37、38ページ、新旧対照表は資料の22、23ページとなっております。

まず、この改正条例の内容は、市税を初め、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金等に係る督促手数料を廃止するもので、今回関係する4条例について一部改正を行うものです。

次に、改正の理由ですが、納税の利便性を図るため、本市におきましても平成26年4月からコンビニエンスストアでの納付を導入し、利用者も増えてきている状況でございます。しかしながら、実施していくうちに改善すべき点が1つありまして、督促手数料の徴収の関係上、当初納付書の使用有効期限を納期限後25日までと短期間の設定となっております。それを過ぎますとコンビニでの納付ができなくなり、市役所に納付書の再発行の連絡をしていただく必要があるといったご不便をおかけしております。この解決方法としまして、近隣市と同様に督促手数料を廃止し、当初納付書の使用有効期限を長期化することで、納税者の利便性向上、事務の効率化を図ろうとするものです。

なお、施行期日は令和2年4月1日とし、それ以降に発送する督促状に係る督促手数料はかからないということでございます。経過措置としまして、施行期日前に発送したのものについては、従来どおり徴収することにしております。また、督促状の発送につきましては、地方税法に基づき、今後も送付いたします。

続きまして、具体的な改正内容につきまして、新旧対照表をもとにご説明いたします。

22、23ページです。

この一つの条例で、督促手数料が関連する4つの条例を条で区切ってそれぞれ改正しております。

第1条が太宰府市税条例の一部改正です。第21条の督促手数料の規定を削除しております。

第2条が太宰府市の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正です。題名から、督促手数料の文言を削り、適切な表現としております。第1条及び第2条の督促手数料の部分の削って、その他、字句や条ずれを整理しています。

第3条が太宰府市介護保険条例の一部改正です。第6条の督促手数料の規定を削除し、第7条で市税条例の条例番号を追記しております。

第4条が太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正です。第5条第2項の督促手数料の規定を削っています。

説明は以上です。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） まず1点伺いますけれども、この督促手数料を廃止する部分についての、システム改修等の予算とは別途かかるような見込みはありますか。その辺のところの説明をお願いします。

○委員長（小畠真由美委員） 納税課長。

○納税課長（花田善祐） 手数料を4月1日に廃止する分についてはかかりません。ただし、納付

書の期限延長につきましては、業務委託料の関係が出てきますので、実施につきましても、それは令和3年4月1日となります。廃止自体についてはシステム改修費はかかりません。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） それと、督促手数料を廃止することで利便性が高まるというような説明でしたけれども、逆に懸念するのは手数料がかからないから、いつまでも納付されないというような、期限はあるにしても手数料があることで期限までに納付されていた部分が手数料がないからまた期限を過ぎても払わないとか、料金を払わないとか、そういうような部分が出てくるんじゃないかなという懸念も今お聞きした限り、私は思ったんですけれども、その辺のところはどういうふうに現場のところでは考えておられますか。

○委員長（小島真由美委員） 納税課長。

○納税課長（花田善祐） 今回廃止する予定にしておりますのは、督促のあくまで手数料でございます。あと納期内納付をしない場合は、別途延滞金ということで、その部分の納付の促進につきましては担保しておるところでございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） そもそも話なんですけれども、督促を出すタイミングといいますか、ずっと払わなかったらある一定間隔で督促されると思うんですけれども、今の現状を教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 納税課長。

○納税課長（花田善祐） 督促状につきましては、納期限後の20日以内に納付するという決まっております。手続的には、そのころに督促状を出しております。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 納期限が来る前に出されているということですか。

○納税課長（花田善祐） いえいえ。納期限後です。

○副委員長（木村彰人委員） 後なんですな。

○納税課長（花田善祐） 納期限後、20日。

○副委員長（木村彰人委員） その後、納付されなかった場合はどういう間隔で督促をされているんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 納税課長。

○納税課長（花田善祐） ほかの本税や延滞金、それと一緒に滞納処理になっていきます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

○副委員長（木村彰人委員） はい。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

1ついいですか。コンビニの支払いは、増加傾向にあるのか、その辺の状況を教えてください。

納税課長。

○納税課長（花田善祐） コンビニの納付の件数につきましては、増加傾向でございます。平成28年度には25.0%だったのが平成29年には26.1%、平成30年度には27.6%と確実に伸びてきております。

以上です。

○委員長（小畠真由美委員） ありがとうございます。

よろしいですね。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 最終的には、納付の収納率を高めるということが目的になると思うんですけども、今コンビニで納付という形で非常に便利になってきたところなんですけれども、クレジットで払うというお話も以前も議員の中から提案というか、あったと思うんですが、そちらのほうの進捗の状況はどうでしょうか。

○委員長（小畠真由美委員） 納税課長。

○納税課長（花田善祐） クレジット納付とかをほかの団体とか、わずかなところではございますけれども、導入しているところは確かにございます。また、社会の変化といたしましうか、だんだんそういった支払い方法が増えてきているのも認識しておりますけれども、まだ今の段階におきましては、そういった状況を注視しているところでございます。

以上です。

○委員長（小畠真由美委員） ほかはよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） それでは、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小畠真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第14号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第16号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第3、議案第16号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目についてはあわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については、歳出の中であわせて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書12ページ、13ページをお開きください。

2款4項1目戸籍住民基本台帳費について執行部の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（池田俊広） 補正予算書は、12ページから13ページになります。

12ページ、歳出2款4項1目戸籍住民基本台帳費、13ページ、19節負担金補助及び交付金の社会保障・税番号関連事業費負担金でございます。

これは、通知カード、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードです、の関連事務の委任に係る交付金で、市から地方公共団体情報システム機構、以下J-LISと言います、に支払う負担金でございます。この負担金は、J-LISから請求がある年度初めと年度末の2回に分けて支払っております。1回目は、平成31年4月に当初歳出予算の1,451万9,000円の中から281万4,000円を既に支払っております。令和2年1月30日にJ-LISから第2回交付金請求概算見込み額の通知があり、本市においては1,561万3,000円の請求見込み額が提示されました。よって、第2回交付請求概算見込み額1,561万3,000円から1回目に支払った当初歳出予算の残額1,170万5,000円を引いた不足分390万8,000円を歳出として計上しております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

補正予算書は、8ページから9ページになります。

8ページ、歳入15款2項1目総務費国庫補助金、9ページ、2節社会保障・税番号制度事業費補助金でございます。

この補助金は、戸籍住民基本台帳補助金、個人番号カード交付事業費補助金でございます。

この事業費補助金は、先ほど歳出で説明いたしましたJ-LISに支払う負担金に充たさ

れ、10分の10、全額国庫補助となります。

したがいまして、歳出と同額の390万8,000円を歳入として計上しております。

説明は以上です。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 内容は大体わかったんですけども、全体としてJ-L I Sに支払う金額が増えたということは、実態としては、例えば発行が予定よりもたくさん個人カードを持つ人が増えたとか、そういうような実態を指すのか、どういう現実的な意味合いを持つのかを教えてください。

○委員長（小畠真由美委員） 市民課長。

○市民課長（池田俊広） ただいま国のほうではマイナンバーカードの取得について力を注いでいるところでございます。特に、公務員を先にマイナンバーカードを取得してもらうように、ただいま国のほうでも全力でマイナンバーカードの取得の促進をしております。その分もありまして、国の予算が増えたということもあります。その分で、歳出とか歳入が、支払う分が増えたということがあります。

以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 進めます。

次に、3款2項3目教育・保育施設費について執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） おはようございます。

補正予算書12ページ及び13ページの保育児童課に関する補正予算についてご説明いたします。

歳出3款2項3目教育・保育施設費、19節事業番号011教育・保育施設費、19負担金、補助及び交付金225万円についてご説明いたします。

この補正予算は、現在工事中の小規模保育施設梅の香保育園の改修工事に伴います補正となっております。

補正の理由としまして、国の補助基準が改正され、基準額がかさ上げされましたことに伴います不足分を計上しているものでございます。

この補助金の財源としまして、歳入が伴いますので、補正予算書8ページ及び9ページをお開きください。

歳入15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の保育所等改修費等支援事業補助金200万円を計上しております。

説明は、以上でございます。

ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 12ページの財源の内訳のところを確認したかったんですけども、もともとの当初予算では、地方特例交付金という形で1億840万3,000円という形だったんですが、今回国庫支出金と県支出金及び一般財源のほうも出てきているんですけども、当初の予算では一般財源はなかったという形で、今回財源の振替という形、組みかえがあったんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） その分につきましては、保育の無償化の関係の予算でございます、この予算とは全く違う予算でございます。切り離して考えていただいたほうがよろしいかなと思います。その分については、また歳入の部分で説明を改めてさせていただきます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に進めます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の審査に入ります。

補正予算書8ページ、9ページをお開きください。

関連がありますので、10款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金、16款1項1目民生費県負担金及び同項4目教育費県負担金についてあわせて説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 次に、歳入予算の組み替えが生じておりますのでご説明いたします。

歳入予算書8ページ及び9ページをお開きください。

この予算の組み替えに当たりましては、さきの9月議会において、10月から開始が行われまして教育・保育の無償化に伴います既決予算の繰り入れの変更が生じておりますので、改めてご説明するものでございます。

まず、10款地方特例交付金、1節子ども・子育て支援臨時交付金が、9月の補正予算では1億840万3,000円としておりましたが、半額の5,420万1,000円と減額となっております。減額になった金額につきましては、次の県支出金に組み替えとなっております。

16款県支出金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金の教育・保育給付費負担金1,719万9,000円及び施設等利用給付費負担金5,550万2,000円へと変更となり、合計7,270万1,000円となります。

なお、次の4目教育費県負担金、1節幼稚園費負担金1,850万円が減額となっておりますが、さきの2節児童福祉費負担金の中に包含されるように変更が生じております。

歳出につきましては、9月の補正予算時に説明をしておりましたとおり、変更は生じておりません。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 先ほどの質問に続きまして、8ページ、子ども・子育て支援臨時交付金、当初約1億円の予算という形で考えていたところが半分になっておるんですけども、これは半分になった理由は何でしょうか。それによって、一般財源、単費が増えている形になつとると思うんですが、理由をお願いします。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 先ほど説明しましたとおり、国の特例交付金につきましては半額になりました。なつた分を、半分を、またそれを県が補助金として支出による、いわゆる予算が組みかわつた形になっておりますので、市の持ち出しというのはほとんどありません。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか、木村副委員長。

ほかにありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で歳入の説明を終わります。

次に、補正予算書4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費のうち、所管分であります3款2項保育所等整備事業について執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 補正予算書4ページ、第2表、繰越明許費、3款民生費、2項児童福祉費、事業名、保育所等整備事業1億8,523万1,000円につきましてご説明します。

今回の繰越明許は、現在建設中の社会福祉法人一光福祉会水城保育園の建てかえが令和3年3月に完成予定となっておりますことから繰り越しをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) よろしいですね。

議案第16号の当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第16号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について」の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時26分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第17号 令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

○委員長(小島真由美委員) 日程第4、議案第17号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

補正予算書は、16ページ、17ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長(川崎純一) 議案第17号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入のみとなっております、歳入予算内での増減を行うものであり、予算全体としての増減はございません。

内容についてご説明いたします。

補正予算書、20、21ページをお開きください。

1款1項1目2節現年分普通徴収保険料を1,529万1,000円減額し、同額を7款2項1目1節介護給付費支払準備基金繰入金に増額するものです。

その詳細につきましては、本日お手元に資料を配付させていただいておりますので、資料を

もとに説明をさせていただきます。

説明をさせていただく前に、誠に申しわけございません、資料の数字の訂正をお願いいたします。

お手元にお配りしております資料、A、B、Cの表をつくっております。

このそれぞれの一般会計繰入金という表示をした6億2,600万円の数字ですけれども、これの訂正をお願いいたします。一桁ずつ読み上げます。624433676、これはA、B、C全て同額になります。

そして、A表の真ん中の大きな枠、国、県の補助金等の欄ですけれども、この数字を3063795405、A表の訂正をお願いいたします。同じ欄のB表、C表、それぞれ同額になります、3019625057。

以上、訂正をよろしくお願いいたします。

この訂正につきましては、補正額に全く影響のない部分ではございます。

では、説明に入らせていただきます。

まず、A表でございますが、介護給付費及び地域支援事業費等の決算見込み額、最上段になりますけれども、今回見込んでおるのが49億4,885万9,517円を見込んでおります。それに対する国、県の交付金、補助金及び支払基金等の財源内訳がその下になります。

一般会計繰入金及び国、県等の補助金等、それと保険料で構成される形になります。

本来、見込みに関して、このA表どおりの財源となるところです。

しかし、B表のほうを見ていただきますと、国等からの交付金などがこのA表の見込みどおり交付されるんですね。翌年度精算という形でB表の①と表示している部分、4,417万348円が予定よりも収入減となる見込みであります。収入減となりますので、事業費を賄うために、その収入減分を保険料で補うこととなります。

A表、B表の保険料欄を比べていただくと、その部分がB表で保険料が増額となっております。

また、この保険料は、A表とB表、それぞれ事業費から国、県等の収入を差し引いた額、全てを保険料で賄うということになっておりますが、A、Bにつきましては、あくまでも計算上の保険料となっておりますので、C表で実際に調定として収入があつて保険料の数字に保険料額を置きかえるという作業を行っております。

保険料という項目の記載が漏れておりますけれども、12億6,900万円のところの欄になります。

これにつきましては、実際の調定額が12億3,308万3,975円と実際の調定額がなっておりますので、事業費を賄うために④と網をかけております3,529万1,809円が不足するというようになります。

その不足分につきましては、介護給付費の支払準備基金を取り崩しまして、その3,500万円を補うという形をとるようにしております。

ただし、この準備基金につきましては、当初予算の中で2,000万円をもともと計上しておりましたので、その差額の1,529万1,809円、1,000円未満を切り捨てしました1,529万1,000円の補正計上という形で今回要求をさせていただいております。

また、この同額につきましては、予算と実際の調定額との残が出ております普通徴収保険料の予算残の分から同額を減額するというので、全体としてはプラス・マイナス・ゼロということで、増減はないという形になっております。

説明は以上でございます。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） いいですね。

これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第17号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時33分〉

○委員長（小島真由美委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小畠真由美委員） 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会します。  
閉会 午前10時34分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和2年5月21日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美